

エコツール貸出要領

1. 目的

県内で実施される体験学習会やイベントなど（以下「学習会等」という。）で使用するエコツール（環境学習用資材）を貸し出し、地域における環境学習・活動を活性化すること。

2. 対象 次の各号すべてに該当する学習会等を貸出の対象とする。

- (1) 県内において県民（県内に在勤もしくは在学するものを含む。）を対象に開催される学習会等であること。
- (2) 参加者が、概ね15名以上であること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とするものではないこと。

3. 貸出物品 別紙一覧のとおり

4. 経費の負担 無料（送料も予算の範囲内で県負担）

5. 貸出手続

- (1) 貸出を希望する団体等は、「エコツール貸付申請書（様式第1号）」と「エコツール貸付契約書（様式第2号）※」に必要事項を記入し、当該エコツールの最寄りの貸出機関（未来環境推進課、環境保健研究センターまたは各県立保健所）に提出し、手続き完了後に貸出を行う。

※「エコツール貸付契約書（様式第2号）」については、「備品」にあたるツールについてのみ提出が必要となる。

- (2) 提出部数 各2部

6. 活動支援物品の返却

当該エコツールの貸出機関に返却する。

附 則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。